

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第76号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分及び第1号、同条第6項第1号、第15条の2の前の見出し並びに第15条の3から第15条の5までの規定中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第15条の6第1項各号列記以外の部分中「扶養親族届（第1号様式）」を「別に定める様式」に改める。

第17条第2項中「第20条」を「次条」に改める。

第17条の3各号列記以外の部分中「第9条第2項第3号」を「第9条第2項第4号」に改め、同条第1号中「第20条」を「第17条の2」に改め、「及び第2号」の右に「(同項第3号に掲げる職員（以下「駐車場等料金負担職員」という。）にあつては、同号)」を、「同項第2号」の右に「(駐車場等料金負担職員にあつては、同項第3号)」を加え、同条第2号中「同条第2項第2号」の右に「(駐車場等料金負担職員にあつては、同項第3号)」を加え、同条第3号中「同条第2項第2号」の右に「(駐車場等料金負担職員にあつては、同項第3号)」を、「同項第2号」の右に「(駐車場等料金負担職員にあつては、同項第3号)」を加え、同条を第17条の7とする。

第17条の2第1項中「京都市市内出張等旅費支給規則第2条第2号に規定する」を「北区役所小野郷出張所、同区役所中川出張所、同区役所雲ヶ畑出張所、左京区役所花脊出張所、同区役所久多出張所、右京区役所宕陰出張所及び同区役所京北出張所が所管する」に改め、同条を第17条の3とし、同条の次に次の3条を加える。

(駐車場等)

第17条の4 条例第9条第2項第3号に規定する別に定める交通の用具は、第17条の2第1号及び第2号に掲げる交通の用具（以下「自動車等」という。）とする。

2 条例第9条第2項第3号に規定する別に定める施設その他の場所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する自動車等の駐車のための施設その他の場所（当該場所が次に掲げる要件の全部又は一部に該当しない場合であつて、当該場所の状況、職員の事情その他

の事情により、同号に規定する駐車場等料金に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると任命権者が認めるときは、別に定める自動車等の駐車のための施設その他の場所。以下「駐車場等」という。)とする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第18条第3項の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の基礎となる経路若しくはこれに準じるものとして別に定める経路上にある交通機関の駅、停留所その他これらに類する場所の周辺にある施設その他の場所（以下「施設等」という。）であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設等（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と自転車の駐車のための部分とが同一の施設等にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設等又はこれらに準じるものとして別に定める施設等でないこと。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第17条の5 条例第9条第2項第3号に規定する別に定める職員は、第17条の7第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第17条の6 条例第9条第2項第3号に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 月を単位として駐車場等の利用に係る料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の利用に係る料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 別に定める額
- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに掲げる額を合計した額

第17条の次に次の1条を加える。

(交通の用具)

第17条の2 条例第9条第1項第2号に規定する別に定める交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、本市の所有に属するものを除く。

- (1) 自転車
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具
- (3) 車椅子（障害のため歩行することが著しく困難である職員が使用する場合に限る。）

第18条第1項各号列記以外の部分中「通勤届（第2号様式）」を「別に定める様式」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは利用する駐車場等」に改め、「変更し」の右に「、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」を、「額」の右に「若しくは駐車場等の利用に係る料金の額」を加え、同条第3項中「提示」の右に「又は自動車等の駐車のための施設等が第17条の4第2項各号に掲げる要件に該当するかどうかを判断するために必要な書類及び駐車場等の利用に係る料金の額を証する書類の提出」を加える。

第18条の2第2項第2号中「第2号」の右に「（駐車場等料金負担職員にあつては、同項第3号）」を加え、「同号」を「同項第2号（駐車場等料金負担職員にあつては、同項第3号）」に改める。

第18条の4第1項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは利用する駐車場等」に改め、「変更し」の右に「、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」を、「運賃等の額」の右に「若しくは駐車場等の利用に係る料金の額」を加え、同条第2項第1号中「第17条の3第1号」を「第17条の7第1号」に改め、「第9条第2項第2号」の右に「（駐車場等料金負担職員にあつては、同項第3号）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第19条の2第1項後段中「第3号」を「第4号」に、「第17条の3第1号」を「第17条の7第1号」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第20条の2中「第20条」を「第19条の2」に改める。

第20条の3第1項第1号中「京都市市内出張等旅費支給規則別表第1に掲げる」を「第17条の3に規定する」に、「である」を「が所管する区域に存する」に改め、同条第2項第1号中「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以

下同じ。)」を削る。

第20条の4前段中「単身赴任届(第3号様式)」を「別に定める様式」に改める。

第20条の5第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項中「第9条の3第1項第2号」を「第9条の3第1項第3号ア」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の3項を加える。

5 条例第9条の3第1項第3号イに規定する別に定めるこれに準じる職員は、別に定める職員とする。

6 条例第9条の3第1項第3号イに規定する別に定める職員は、条例第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員(配偶者を有しない者に限る。)であって、本市の区域内に存する住宅(自ら新築し、又は購入した住宅で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するものに限る。)を所有しているもの(別に定めるこれに準じるものを含む。)とする。

7 条例第9条の3第3項に規定する別に定める者は、職員の配偶者、子、父母、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母若しくは祖父母とする。

第20条の5第2項各号列記以外の部分中「第9条の3第1項第2号」を「第9条の3第1項第3号ア」に改め、同項第4号中「前項第4号ア」を「第1項第4号ア」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第9条の3第1項第2号に規定する別に定めるこれに準じる職員は、別に定める職員とする。

第20条の6前段中「住居届(第4号様式)」を「別に定める様式」に改める。

第23条第1項の表(2)の項中「風水震」を「震災、風水害」に、「非常災害」を「これらに類する災害」に改め、同表(3)の項中「風水震」を「震災、風水害」に、「天災地変」を「これらに類する災害」に、「現住する住居」を「現住居」に、「破壊」を「損壊に伴って当該職員が行う当該現住居の復旧又は一時的な避難その他の別に定める理由」に改める。

第24条の6第2項を削り、同条第1項第1号中「8,000円」を「8,500円」に、「7,000円」を「7,500円」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第16条の3第2項に規定する別に定める勤務は、勤務に従事する時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第24条の6第3項を削り、同条第4項中「第1項各号」を「次の各号」に改め、「の2

分の1に相当する額」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 5級職員等 4,300円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、3,800円）
- (2) 6級職員等 5,000円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、4,500円）
- (3) 7級職員等 6,000円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、5,500円）

第24条の6第4項を同条第3項とする。

第26条第1項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附則第5項中「第24条の6第1項、第2項及び第4項」を「第24条の6第2項及び第3項」に改め、「(同項を除く。)」を削り、「とあるのは「掲げる」を「とあるのは、「掲げる」に改め、「と、同項中「相当する額」とあるのは「相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」を削る。

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第24条の6の改正規定及び附則第5項の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前从这个規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則（以下「改正後の規則」という。）第17条の4第2項に規定する駐車場等を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において京都市職員給与条例第9条第2項第3号に掲げる職員に該当することとなつた者は、改正後の規則第18条第1項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

(行財政局人事部給与課)